

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 9 日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2006 年度～2008 年度  
 課題番号：18730349  
 研究課題名（和文） 社会的に受容可能なアファーマティブ・アクション理論の構築：障害者の教育と福祉  
 研究課題名（英文） Study on Theories of Affirmative Action with High Acceptability In the Context of Disability and Welfare  
 研究代表者  
 星加 良司（HOSHIKA RYOJI）  
 東京大学・先端科学技術研究センター・特任教員（助教）  
 研究者番号：40418645

## 研究成果の概要：

本研究の結果、アファーマティブ・アクション（特定集団の参加促進を意図した積極的な措置）の導入に当たっては、参加機会の拡大に関する有効性と社会規範との適合性とをいかに両立させるかが重要であることが示された。またこの両立可能性に焦点を当てた分析により、教育の分野におけるクォータ制（特定の集団に対して一定の入学者を割り当てること）を含む強いアファーマティブ・アクション施策が、特定の条件下で有効に機能する可能性があることが明らかになった。

## 交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,600,000	0	1,600,000
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	150,000	3,250,000

## 研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会学、アファーマティブ・アクション論、障害者福祉、高等教育

## 1. 研究開始当初の背景

「障害者自立支援法」（2005年10月成立、2006年4月から順次施行）の制定に至る一連の過程を通じて、障害者に対して「応益負担」が求められる一方で、自立的な社会参加を実質的に促進する有効な施策が提示されていないことが問題とされた。実は、自立的な社会参加が進まなければ障害者の負担能力（所得や社会的役割遂行の機会）は上昇せず、結果として社会的負担は増大するのだが、このことは政策レベルでも理論レベルでも十分

に焦点化されてこなかった。

他方、国連での「障害者の権利条約」（2006年12月採択、2008年5月発効）の策定に向けた議論において「合理的配慮」の提供義務の明文化が焦点の1つになり、その効果に大きな期待が寄せられる中で、それが障害者の自立的な社会参加にとってどの程度有効でありうるのかをめぐる議論は十分に展開されていなかった。たとえば、ADA（障害を持つアメリカ人法）等の各国の差別禁止法において既に明文化されていた「合理的配慮」の提供義務が、当初の目的に資する効果を十分

に挙げていないことが指摘されているにもかかわらず、その限界を突破する手法の可能性に関する探究は立ち遅れていた。

このような状況下で「自立支援法」や「権利条約」の運用に合わせた福祉施策が展開されていくとすれば、それは障害者にとっての福祉水準の向上という観点からも社会的な負担の適正化という観点からも、望ましいことであるとはいえない。本研究は、障害者福祉をめぐるこれらの重要な転機と、それに対応する学術研究の未成熟を踏まえ、これまで主にジェンダーや人種の・民族的マイノリティの領域で議論されてきたアフーマティブ・アクション施策について、障害領域への適用可能性を探求しようとする動機から行われたものである。また、この研究動機は、急激な高齢化に伴う社会的負担能力の低下という「現実」に対抗しつつ、障害者の福祉水準を向上させていくという、一見両立し難く感じられる社会的要請に対する社会科学からの1つの応答としても位置付けられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、高等教育における障害者に対するアフーマティブ・アクション施策について、その社会的効果および規範的妥当性の観点から、社会的な受容可能性を示そうとするものである。また、社会的な受容可能性に焦点化するに当たって、本研究は2つの重要な特徴を持っている。第1に、従来の議論において看過されがちであった社会的価値の再編（具体的には教育・研究目標の再編）を通じた目的合理的な障害者の登用・受け入れという側面を、アフーマティブ・アクション施策の一部として明確に位置付けることによって、アフーマティブ・アクションの有する肯定的な社会的効果をよりの確に描き出すことが可能になっている。第2に、障害者福祉に関わる制度的措置を公共哲学における正当化に接続しようとするに当たって、社会的効果についての経験的・理論的分析を含む点、理論的根拠の提示と社会的効果との間の相互的な促進関係を視野に入れている点等において、優位性を持っている。

以上の問題意識に基づいて、

(1) 障害者の自立的な社会参加の促進、および、障害者福祉に関わる社会的負担の制御の観点から、教育・研究領域におけるアフーマティブ・アクションの社会的効果について理論的に分析し、

(2) 従来法学的・倫理的にアプローチされてきたアフーマティブ・アクションの理論的根拠をその社会的効果の観点から再編

し、社会的に受容可能なアフーマティブ・アクション理論を提示すること、が本研究の具体的な目的である。

## 3. 研究の方法

アフーマティブ・アクションの規範的側面に関する議論については、法学・倫理学等を含む関連領域の日英の文献を、またアフーマティブ・アクションの社会的効果に関する議論については、経済学・心理学等を含む関連領域の主に英語文献をレビューし、そこから研究の基礎的な枠組みを構築した。その上で、効果的かつ妥当性のあるアフーマティブ・アクション施策のバリエーションと、それらが成立する条件に関して、基本的に文献調査によって研究を進めた。

また、社会学・公共哲学・法学・社会福祉学等の関連領域の研究者とワークショップ形式の研究会を開催して論点を精査したほか、関連学会での報告とそこでの議論を通じて、研究の理論的・実践的妥当性について批判的に検討した。

## 4. 研究成果

まず、本研究の基礎的な課題設定を整理する中で、受容可能性の高いアフーマティブ・アクション理論を構築するために、施策の社会的効果と規範的妥当性の相互浸透性に着目した。その結果、アフーマティブ・アクションの導入に当たって、その施策が障害者の社会参加を実質的に促進するか否かが重要であることはいうまでもないが、仮に制度が導入されたとしてもそれが社会規範から逸脱したものとして理解される場合、対象者の否定的な自己理解（特別枠での入学であることに対する羞恥感情やそうした施策の対象となる「弱者」であるという自己否定感等）や他者による否定的なフィードバック（施策の対象者の能力に関する先入観や偏見とそれに基づく異なる取り扱い等）を通じて、むしろ参加促進に対して逆機能的に働く可能性があることが示された。そのため、本研究課題にとっては、参加機会の拡大に関する有効性と社会規範との適合性とを両立させるアフーマティブ・アクション施策はいかにして可能か、という点が議論の焦点となることが明確化され、そのためには多様な手法を含むアフーマティブ・アクション施策を適切に分類した上で、それぞれについて効

果および規範性の分析が必要であることが確認された。

このことを踏まえ、アフーマティブ・アクション施策をその基本的理念や手法に着目して分類した上で、障害者の社会参加の程度と正の相関を有するアフーマティブ・アクション施策の条件について検討した。中でも、ソフトなアフーマティブ・アクション施策の一部として位置付けられる「合理的配慮提供」と、ハードな施策に含まれる数値目標型の手法に着目し、それらが有する社会的効果について詳細な分析を行った。その結果、ジェンダー平等の領域等で重視されている集団間の数的な不均衡の是正という目標は、特定の集団が著しく不利を被るような事態には機会平等の侵害が潜在しているという想定に支えられており、その意味で実質的な社会参加の促進に有効性を持つばかりでなく社会規範との適合性の観点からも一定の正当性を獲得していることが示された。これに対して、障害領域における「合理的配慮提供」は個人間のフェアな競争条件の確保という機会平等観に留まっており、その点で参加の量的拡大に関する実効性の観点からは、限界を有していることが明らかになった。このように、とりわけ障害領域におけるアフーマティブ・アクションの位置付けが制約的である理由としては、(1) 障害の多様な種別や程度に対応するために個別的状況に焦点を当てた方法がより有効であると考えられること、(2) 集団間の数的な比較を根拠に機会平等の度合いを測定するような主張がしづらいこと、が考えられる。これを踏まえて、こうした点を乗り越える観点を導入することが課題として浮上した。

この課題を受けて、障害領域を念頭に、とりわけハードなアフーマティブ・アクション施策に位置付けられる割当(クォータ)制度に焦点を当て、それが機会平等の観点から規範的に正当化するものか否かについて検討し、その可能性および理論的困難について探求した。検討の結果、条件平準化原理(level the playing field principle)に基づく機会平等理念の中でも、とりわけ厳格な責任 平等主義の立場を採る John E. Roemer 等の構想に依拠することによって、割当制に対する正当化根拠が得られることが示された。しかし、ここで採用した Roemer の構想に含まれる潜在力(potential)概念は新たな問題を惹起する。Roemer の潜在力概念は、障害等の心身の機能的劣位性は個人の選択を越えた環境(circumstances)に属するものと捉え、その影響を補正した形で潜在力の評価がなされることを求めるものなのだが、これは特定の働きかけによって顕在化しうるような能力を潜在力として把握する、条件平準化原理の基本的想定に抵触する可

能性を含む。仮にこのような特殊な潜在力概念を採用した場合、それを基盤として成立している機会平等理念の社会規範としての力そのものが毀損される恐れがある。その点を踏まえたときに具体的にどのような政策的インプリケーションを引き出すことができるのかについては、課題として残された。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

・星加良司「共に支え合う仕組みとしての「自立支援」を考える 障害学からの問いかけ」『社会福祉研究』第104号、2009年、28-33ページ、査読無

・星加良司「高等教育の役割と「合理的配慮」の射程」『学際バリアフリー研究』創刊号、近刊、査読無

[学会発表](計2件)

・Hoshika, R. "Equality of Opportunity and Japanese Type of Quota System in Employment," Today Forum 2009 in UK, "Disability and Economy: Creating a Society for All", 2009/04/30, Manchester Metropolitan University

・飯野由里子・星加良司「合理的配慮とポジティブ・アクション 差別禁止アプローチの有効性と限界」第5回障害学会大会ポスター報告、2008/10/25~26、熊本学園大学

[図書](計2件)

・宮本信也他編『子どもの心の診療シリーズ 第2巻 発達障害とその周辺の問題』、中山書店、2008年、21~27ページ

・星加良司『障害とは何か ディスアビリティの社会理論に向けて』、生活書院、2007年、360ページ

[産業財産権]

出願状況(計 件)

取得状況(計 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

星加 良司 (HOSHIKA RYOJI)  
東京大学・先端科学技術研究センター・特任教員(助教)  
研究者番号: 40418645

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者